

事業主の皆様へ ハローワークからのご大切なお知らせです！

適用事業所設置届の添付書類等について

～事業実態及び雇用実態の確認、事業所訪問の実施～

労働者を1名でも雇用する事業主は、労働保険(雇用保険と労災保険の総称)の手続きが必要です。

労災保険は、労働時間や雇用期間に関わらず、全ての労働者が適用されます。

雇用保険は、労働時間や雇用期間により被保険者とならない者(適用除外)が定められており、また、雇用保険の各種給付にも受給要件が定められていること等から、労働者毎に雇用保険の加入歴を把握する必要があり、事業主に、雇用する労働者の被保険者資格の取得及び喪失等の事実を、ハローワークへ届出する義務を定めています。

労働保険の成立及び雇用保険の適用事業所設置手続の流れは裏面のとおりと異なりますが、雇用保険では個々の労働者の雇用実態の確認がより重要になるため、ハローワークでは下記により確認等を実施します。

なお、事業主が社会保険労務士又は労働保険事務組合に委託している場合も下記と同じ取扱いとなります。事業主の皆様には、引続き、雇用保険制度の適正且つ円滑な運営に、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

事業実態の確認、雇用実態の確認、事業所訪問の実施

1 「雇用保険適用事業所設置届」及び次の添付書類

事業所設置届に記載された内容を確認できるものとして、以下の添付書類が必要です。

・監督署で交付された、「労働保険関係成立届(事業主控)」及び「労働保険概算保険料申告書(事業主控)」

※裏面の二元適用事業の場合は、上記の監督署で交付されたものとは別に、雇用保険分の労働保険の届出として、「労働保険関係成立届(提出用)」及び「労働保険概算保険料申告書(提出用)」の提出が必要です。

・事業主を確認できる書類

法人の場合は、「履歴事項全部証明書」(交付日から3か月以内のもの)

事業所の所在地が登記されたものと違っているときは、上記に併せて「公共料金の請求書」、「賃貸借契約書」、「不動産登記事項証明書」等

個人の場合は、「事業主世帯全員の住民票写し(原本)」(交付日から3か月以内のもの)

・事業の実態が確認できる書類

事業に際し必要な「行政官庁からの営業許可書」又は「代理店契約書」又は「工事(業務)請負契約書」

又は「主たる事業の原材料買付・出荷・売上伝票」又は「主たる事業の納品・請求・領収書」等

2 「雇用保険被保険者資格取得届」及び次の添付書類

資格取得届は、労働者毎の作成となり、マイナンバーの記載も必要です。また、労働者が初めて雇用保険に加入する場合には、資格取得届の処理後に被保険者番号が振出されますので、被保険者番号の記載は不要ですが、雇用保険に加入したことがある労働者の場合は、その労働者から被保険者番号を確認のうえ資格取得届に記載してください(被保険者番号が不明の場合は、履歴書等の過去の勤務先・入退職の日付が分かるものをご持参ください)。

・「雇用契約書」又は「労働条件通知書」

・「労働者名簿」

・「出勤簿」又は「タイムカード」

・「賃金台帳」(※賃金支払日を経過していない為に賃金の支払が未だ無い場合は、賃金台帳は添付不要です)

3 事業所訪問の実施

上記1及び2により確認した内容を基に、後日、ハローワークの職員が事業所を訪問し、雇用保険の事務指導を実施します。



労働保険の成立及び雇用保険の適用事業所設置等の手続について

●成立手続等の方法

「労働保険保険関係成立届」、「労働保険概算保険料申告書」

労働保険の適用事業となったときは、まず、労働保険の保険関係成立届及び概算保険料申告書を、所轄の労働基準監督署(二元適用事業の雇用保険分はハローワーク)に提出します。そして、その年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。)を概算保険料として申告・納付します。

添付書類として、表面の記1に記載の、事業主・事業所の実在・事業の実態が確認できる書類が必要です。

「雇用保険適用事業所設置届」、「雇用保険被保険者資格取得届」

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほか、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を、所轄のハローワークに提出します。

添付書類として、表面の記1及び2の書類が必要です。

【一元適用事業の場合】

一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等を両保険一本として行う事業です。

- (1)労働保険保険関係成立届
保険関係が成立した日から10日以内に、所轄の労働基準監督署へ
- (2)労働保険概算保険料申告書
保険関係が成立した日から50日以内に、所轄の労働基準監督署へ
- (3)雇用保険適用事業所設置届
設置の日から10日以内に、所轄のハローワークへ
- (4)雇用保険被保険者資格取得届
資格取得の事実があった日の翌月10日までに、所轄のハローワークへ

(1)、(2)を同時に監督署で行います

(3)、(4)を同時にハローワークで行います

※監督署で(1)及び(2)の手続を行った後に、ハローワークで(3)及び(4)の手続を行います。

【二元適用事業の場合】

二元適用事業とは、建設の事業・農林水畜産の事業・港湾運送の事業・都道府県・市町村等のいずれかの事業のことで、その事業の実態からして、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区別する必要があるため、保険料の申告・納付等をそれぞれ別個(二元的)に行う事業です。

1. 労災保険に係る手続

- (1)労働保険保険関係成立届
保険関係が成立した日から10日以内に、所轄の労働基準監督署へ
- (2)労働保険概算保険料申告書
保険関係が成立した日から50日以内に、所轄の労働基準監督署へ

(1)、(2)を同時に監督署で行います

2. 雇用保険に係る手続

- (1)労働保険保険関係成立届
保険関係が成立した日から10日以内に、所轄のハローワークへ
- (2)労働保険概算保険料申告書
保険関係が成立した日から50日以内に、所轄のハローワークへ
- (3)雇用保険適用事業所設置届
設置の日から10日以内に、所轄のハローワークへ
- (4)雇用保険被保険者資格取得届
資格取得の事実があった日の翌月10日までに、所轄のハローワークへ

(1)～(4)を同時にハローワークで行います

○労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは、中小事業の事業主の事務負担の軽減を目的として、事業主の委託を受けて事業主が行うべき労働保険及び雇用保険の事務を処理することができる厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体の呼称で、事業主は労働保険事務組合の認可を受けた団体に上記の事務を委託することも可能です。

●成立手続を怠っていた場合には

労働局・監督署・ハローワークから、成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収することとなります。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収(併せて追徴金を徴収)するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなります。